【参考資料１】

新潟市障がい福祉課
平成 25 年 11 月 21 日
第 6 回条例検討会資料

障がいに関する学校現場での取り組みと現状

新潟市教育委員会　学校支援課

１　中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」報告より（24 年 7 月）

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築

- 共生社会の形成に向けて，障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり，その構築のため，特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては，同じ場で共に学ぶことを追求するとともに，個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して，自立と社会参加を見据えて，その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級，通級による指導，特別支援学級，特別支援学校といった，連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

「合理的配慮」について

- 条約の定義に照らし，本報告における「合理的配慮」とは，「障害のある子どもが，他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を共有・行使することを確保するために，学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり，障害のある子どもに対し，その状況に応じて，学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり，「学校の設置者及び学校に対して，体制面，財政面において，均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」，と定義した。なお，障害者の権利に関する条約において，「合理的配慮」の否定は，障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

「基礎的環境整備」について

- 「合理的配慮」の充実を図る上で，「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため，必要な財源を確保し，国，都道府県，市町村は，インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として，「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。
- 共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め，インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

当市においてもこの指針に基づいて段階的・計画的に進めていく。

２　就学先決定の手続き

平成２５年９月１日「学校教育法施行令の改正」

１．趣旨

平成２４年７月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすること が適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

２．改正の概要

（１）就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、同令第２２条の３の表に規定する程度のものをいう。）について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

新潟市では，従来から保護者との合意に基づいて就学先を指定している。就学支援委員会で，特別支援学校への就学基準に当たる児童生徒が，地元の小・中学校に就学するケースも少なからず出ている。また，就学する学校を固定的に考えず，必要な時に必要な教育を受けられるように配慮している。

３　学校における基礎的環境整備と合理的配慮について

○基礎的環境整備（学校施設のバリアフリー化など）

○合理的配慮の例（個々の実態に応じて提供を行う）

＜視覚障がい＞拡大教科書，拡大コピーの使用，座席の配慮，照明の増量，書見台の使用

＜聴覚障がい＞ＦＭ式補聴器の活用，要約筆記の導入，使用済テニスボールによるノイズ防止対策

＜知的障がい＞知的障がいの児童生徒に理解しやすい教材の使用やカリキュラムの工夫

＜肢体不自由＞ICT の活用，エレベータのない学校での階段昇降機の配置，介助者の確保など

＜病弱＞病院内学級における授業及びベッドサイド授業，インターネットの活用授業

＜自閉症＞視覚的教材の提示，クールダウンスペースの確保

＜学習障がい＞拡大コピー，デジタル教材（読み上げソフト）の活用，ルビをふる

＜ＡＤＨＤ＞整理整頓の定位置のラベル表示，別室でのテスト

＜重複障害＞看護師の配置，ベッドや畳のスペースの設置，エアコン・加湿器の設置

４　交流及び共同学習について

① 特別支援学級の児童生徒が通常の学級（交流学級）で学習をする時間の確保。

② 特別支援学校と小中学校の学校間交流。

③ 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校で学習をする居住地校交流。

などの取り組みが増えている。

５　障がいについての理解推進について

① 児童生徒に対する理解推進教育

○特別支援学級との交流及び共同学習

○小学校，中学校では「総合的な学習の時間」「道徳」で，「障がいのある方々の思いについて」「自分たちのできること」などを学習している。障がいのある方との交流や障がい体験などを通して学習している学校もある。

○新潟市教育委員会で発行している「小学校福祉読本」「中学校福祉読本」を活用して授業を行っている。

② 教職員に対する特別支援教育についての研修

・教育センターでの悉皆研修（初任者研修，12 年経験者研修）において特別支援教育の研修及び障がい者施設などでの福祉体験研修を実施

・全小・中学校で特別支援教育に関する校内研修を実施。

・全小・中・高等学校で特別支援教育コーディネーターを対象にした研修の実施